

日本労働年鑑 第58集 1988年版

The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

IV 産業合理化と労働組合

2 合理化への労働組合の対応

1 総評・同盟の「合理化」対処方針

総評の「雇用保障」「安全・衛生、災害補償」方針

総評が一九八七年七月一四～一七日の第七七回定期大会で決定した方針のうち、「雇用保障のたたかい」と「職場の安全・衛生、災害補償の確立」を次にかかげる。

【雇用保障のたたかい】

円高構造調整と不況の深化・長期化によって、雇用・失業問題は過去三〇年来の最悪の状況となっており、緊急かつ最重要課題となっている。八七年春以降失業率は三％台に乗り、今後このまま放置すれば四～五％という高失業時代におちいって行く危険性が高まっている。これまでの日本の経済社会政策と制度・行政は、すべて中成長または高成長を前提として組まれており、いま中期にわたって直面しつつある低成長、高失業に対応できない。このような政策・制度自体の構造的なミス・マッチを全面的に改革し、改善していくことなしに、雇用の安定と保障はなしえない。円高構造調整は、(1)輸出型産業の比重抑制、内需型産業の比重増大、(2)特定不況業種、特定地域への集中的な直撃、「金融情報都市・東京」への一極集中、(3)円高対策としての企業の海外進出と国内工場の削減、(4)輸入製品、部品の急増、などの各ルートを通して、日本の雇用と就業に中長期的に深刻な影響をあたえている。

いまや日本の労働運動の総力をあげてこの問題にとりくみ、産業・地域の空洞化をふせがなければならない。地・県評を含めたナショナルセンターを唯一維持している総評の責任は重い。

具体的なたたかい方の視点は、

第一に円高の影響による産業の停滞、失業者の大量現出といった事態を解消するためには、まず国の経済政策の転換が不可欠である。この政策転換のたたかいは、政策・制度要求として具体化し、総評全休でとりくまなければならない。

第二に雇用対策関連の立法は、従来の延長線上の就業構造の変化、労働市場の動向に対応する形で見直しが行われたが、新たな事態の出現に対しては不十分である。新制度の有効活用と新たな施策の全面的な拡充、労働者の立場を尊重した雇用対策を推進させる労働組合の主体的とりくみが重要である。労働市場のミス・マッチ論をこえた対応が必要な局面に入りつつある。

第三に雇用確保のために、「資本の都合による勝手な解雇は絶対に認めない。失業

者の生活保障は、政府と資本の責任においておこなわせる」を基本に、各級レベルでたたかいをすすめる。

本年度の重点を置く雇用闘争の具体的課題は以下の通りとする。

- 1 資本の一方的都合による人べらし合理化反対のたたかいの徹底
 - 2「完全雇用のための社会的成長促進法」(社会党案)の制定による完全雇用を政策の優先課題とさせる理念・制度の確立
 - 3「五〇万人雇用創出プラン」(社会党案)の推進
 - 4 産業構造転換円滑化法「構造改善法」の積極的活用、地域レベルにおける雇用確保・創造のたたかい
 - 5 地域雇用開発等促進法の積極的活用による雇用開発の推進
 - 6 高年齢労働者の雇用の確保
 - 7 派遣労働者など、不安定雇用労働者対策の強化
 - 8 職業訓練対策および雇用対策要求について調査結果をふまえた強化、見直し
- 以上の重点課題の具体的内容およびたたかいの展開などについては、中央と各地方を結んだ総合雇用対策委員会で具体化をはかることとする。
【職場の安全・衛生、災害補償の確立】

1 ME化を中心とした職場の技術革新や新機材・新物質は労働者の生命と健康に大きな影響を与えており、精神神経症状、眼性疾患、慢性全身疲労症などの障害者を多発させている。そして、単純反復労働などによる頸肩腕、腰部などの傷病を発生させている。また金属・化学・港湾・地下産業などの労働者に多発している各種中毒、職業ガン、粉じん・振動障害、さらに交通運輸などの第三次産業労働者の災害の増大なども深刻である。

2 単産・地域組織の指導にもとづく職場安全衛生委員会活動の活発化と団体交渉を配置しての職場点検活動のとりくみを強化する。

3 中小・未組織などの職場の安全衛生状況を横断的にとらえ、指導・監督する労災防止指導員や地方労働基準審議会委員の活動を重視し、活動領域をも含めた強化策を検討する。

4 労働安全衛生法および関係法令違反がきわめて多い。事業所数に見合った労働基準監督官、安全・衛生各専門官の増員と配置による職場への立入監督の強化を求めていく。

5 新しい生産技術、新物質、高効率主義の労務管理などを点検し得る技術・知識を体得するための、労働者安全衛生学校を中央・地方で開催し、職場安全衛生委員、活動家などの教育・研修活動にとりくむ。

6 労災・職業病被災者の生活と権利を守るために、行政庁による業務上外認定問題を重視して不服審査闘争へのとりくみ、企業内上積み補償として死亡・重度障害補償は二五〇〇万円以上、以下それらに見合った協約・協定の実現、被災者と労働組合との連帯をめざした被災者組織の拡大・強化にとりくむ(『総評第七七回定期大会議案書』)。

同盟の「総合雇用政策」方針

同盟が一九八七年一月二二～二三日の第二三回年次全国大会で決定した方針のうち、「雇用危機克服のための総合雇用政策の推進」を次にかかげる。

【雇用危機克服のための総合雇用政策の推進】

こんにち、われわれはきわめて厳しい雇用環境下におかれている。
円高不況と構造不況の挟撃にあつて造船、海運産業をはじめ、石炭、非鉄金属、繊維、紙パ、鉄鋼産業等を中心に一連の雇用合理化が進行している。

こうしたなかで、先進国間のME技術革新にともなう競争の激化、企業の海外直接投

資による産業の空洞化など、国際経済環境の変化等による産業構造の転換が今後進展するならば、われわれ労働者の雇用と生活に重大な影響をおよぼすことは必至である。

われわれは組合員の雇用と生活の安定確保が、労働運動の当面する最重点課題であるとの認識に立ち、一方では積極的な経済運営による5%成長の達成と、経済・産業構造転換政策の確立をめざすとともに、他方で以下のような総合的な雇用政策を早急に確立し、その実現をめざして全組織をあげて取り組んでいく。

1 中成長実現による雇用の確保

国民経済の5%成長実現による雇用安定をはかるとともに、労働時間短縮の積極的推進など労働力需要の増大による雇用確保をはからせる。

2 労使の事前協議の徹底

安易に雇用合理化をさせぬよう、産業別、企業別労使間での事前協議の確立を推進する。

3 『産業・雇用開発機構』(仮称)の創設

こんにちの雇用危機を克服し、完全雇用の達成をはかるためには、官民、労使一体となった総合的雇用開発を推進していくことが不可欠である。このため、

(1)『産業・雇用開発機構』(仮称)を創設する。同機構は、完全雇用の確保をはかるため、国民経済および国民生活に必要な産業の開発等による雇用機会の開発に結びつく必要な施策の策定等にあたる。とくに経済・産業構造の変化に的確に対応しうるため、雇用政策と経済・産業政策、各省庁地域振興施策の有機的総合化をはかる。

(2) 同機構の運営は、産業・雇用開発委員会(仮称)があたり、同委員会は政、労、使、学識経験者の代表により構成する。

(3) 産業・雇用開発委員会は、(イ)産業・雇用ビジョンの策定、(ロ)新事業分野開拓など雇用機会の開発の企画・立案を主な業務とし、(ハ)新規事業への進出に対する教育訓練、新規事業融資等の助成にあたり、(ニ)また、企業による再就職保障制度を創設し、その運営にあたる。

(4) 機構は、産業雇用安定センター(仮称:失業者を出さないための産業間の労働力援助斡旋機関)、産業職業能力開発センター(仮称:既存の技能開発センターの核となる国の産業特性に応じた能力開発推進機関)などの設置運営にあたる。

(5) 以上の事業を行うため、一般会計、産投出資、雇用保険特別会計等からなる『産業・雇用開発基金』を新たに設ける。

4 雇用開発をめざす「地域雇用開発センター」(仮称)の設置

円高産地、不況業種の集積する地域では、地域経済全休が疲弊し、中高年者を中心に地域内での雇用悪化が進行している。こうしたなかで、現行法のもとでは対策の即応性に欠け、かつ、関係省庁の連携のとれた一体的な政策に欠けている。このため、

(1) 従来の地域雇用開発推進会議を発展的に解消し、『産業・雇用開発機構』の地域受け皿組織としての『地域雇用開発センター』(仮称)を設置し、地域に密着した雇用機会の開発立案事業の推進をはかる。

(2) センターは地域雇用開発の具体化プラン、雇用開拓員の配置等による雇用開拓情報の提供、教育訓練、職業紹介、相談等の事業を行う。

(3) 構造不況業種等の集積地域を特定雇用開発促進地域として国が指定し、企業誘致、第三セクターの設置など、自主的雇用機会の創出、産業・生活基盤整備事業の実

施等のための金融・税制上の優遇措置を講じさせる。

5 教育訓練システムの拡充

技術革新、就業構造、職業構造の変化に対応した企業内訓練など公共訓練制度の拡充、とくに特定不況業種、地域での失業防止のための委託訓練など産業別・地域別に教育訓練体制を確立させる。

6 各種助成金支給基準の弾力化

不況業種、円高産地での倒産、操業短縮等により雇用合理化が深刻化していることから、雇用調整助成金の指定基準の緩和、対象業種の拡大、期間延長等の措置、および新地域雇用立法における地域指定基準の弾力化措置を講じさせる。

7 ME対策の強化

(1)『新技術問題懇談会』におけるマクロ、ミクロ両面の雇用対策、VDT作業規制の立法化等安全衛生対策など総合的・具体的な対応策の確立

(2) 産業・地域レベルにおける協議機関の設置

(3) 経済・社会政策を審議する場での成果配分策の確立

など、MEのマイナス面を最小限にし、労働者の雇用、安全等を高める施策を実行させる。

8 海外直接投資等に関わる雇用対策

(1) 産業空洞化を回避するための『産業構造転換円滑化法』(仮称)の制定

(2) 事前協議の徹底、産業別労使会議の充実活用、国レベルの協議機関による合意形成と対応原則の確立

等に積極的に取り組む。

9 高年齢者対策の充実

『六〇歳定年法』を実効あるものとするための行政指導の強化、六〇歳台前半層の雇用保障、助成制度の確立、職場環境、安定対策、高年齢者雇用率の引き上げなど、高年齢者の雇用安定をはからせる。

10 不安定雇用対策の強化

パート労働に関する法整備、労組代表参加による労働者派遣法の厳正施行の監視、家内労働対策の充実など、不安定雇用労働者対策を強化させる。

11 法整備の推進

以上にかかげた雇用対策の充実と整備を総合的に進めるほか、これまでの各種法制度の見直しを行い、産業構造の急速な進展にともなう雇用需給の変化に対応し、複雑多岐にわたる雇用対策の再編整備を行う目的で、新たに『総合雇用対策法』(仮称)の制定に着手させる。

また、経済・産業構造の急速な進展にともなう失業を未然に防止するため、産業政策と一体になった雇用対策を推進する『雇用開発促進法』(仮称)の制定を期す(『同盟第二三回年次全国大会議案』)。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

